

## 育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書

令和 年 月 日

交野市長 あて

申請児童名 :

児童生年月日：(平成・令和) 年 月 日

保育所等の利用調整に関して、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」ため、以下の〈確認事項〉を了承した上で、令和 年 月よりマイナス調整点を適用し、意図的に順位を下げて利用調整されることに同意します。

## 〈確認事項〉☑ をつけてください

- 入所希望日を変更した場合は、変更後の希望日よりマイナス調整点が適用されること。ただし、入所希望日の変更により育休復帰の調整点が外れる場合等、マイナス調整点の適用が終了する場合もあること。
- この同意書を提出し、意図的に順位を下げて利用調整が行われた結果、入所内定がでる可能性があること。なお、その内定を辞退した場合は、今後において入所保留証明書の発行はされず、以降の利用調整において当年度内はマイナス調整点が適用されること。
- 別紙2『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書』を入所希望日の2ヶ月前の月末※(4月入所(年度選考)においては前年度の12月28日まで※)に提出しない限り、継続して意図的に順位を下げて利用調整が行われること。
- 別紙2『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書』の提出後、マイナス調整点の適用を終了し利用調整が行われるも、保育所等の入所が困難となる可能性があること。
- この同意書によりマイナス調整点を適用している場合、入所希望日のひと月前の入所選考には参加できないこと。
- この同意書によりマイナス調整点を適用している期間は待機児童として認定されないこと。

## ◆その他◆

別紙 2『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書』を保管の上、マイナス調整点の適用終了を希望する場合、入所希望日の2ヶ月前の月末※(4月入所(年度選考)においては前年度の12月28日まで※)に、こども園課へご提出ください。

※ 月末が土・日・祝日・休日の場合は前開庁日

上記取り扱いに同意します。

署名 (保護者全員の署名が必要です)

住所：

(父・母・その他)：

(父・母・その他)：

# 育児休業の延長も許容できる方へのご案内

保育所等の利用調整に関して、希望する保育所等に入所できない場合

- ・ 育児休業の延長も許容できる …… 下記手続きへ
- ・ 育児休業の延長が許容できない …… 手続き不要

## 育児休業の延長も許容できる

「マイナス調整点を適用して選考を希望する場合」

☆『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書』を提出してください。(別紙1)  
同意書(別紙1)の提出により、マイナス調整点を適用し、意図的に順位を下げて利用調整を行います。

### 同意書を提出される日によって、変更が反映される選考月が異なります

【例1】 令和6年9月入所を希望されている方(育休明けの希望の方は通常、8月(ひと月前)選考から選考にかかりますが、  
マイナス調整点を適用する方は、ひと月前選考には参加できません。)

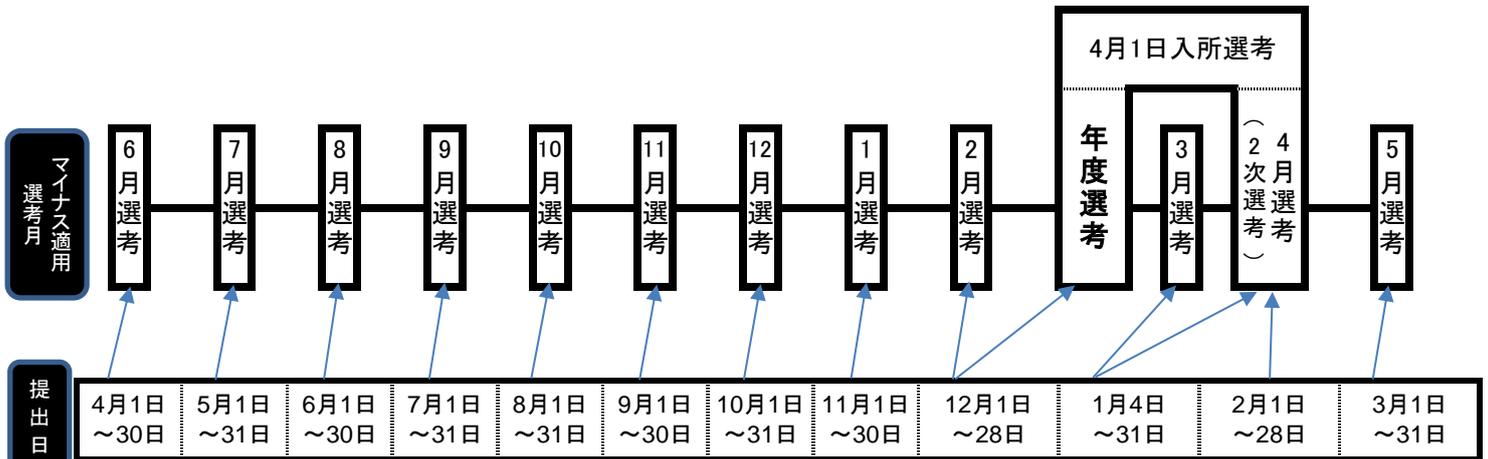
提出日	申請日～6月30日		7月1日～7月31日		8月1日～8月31日	
反映月	8月選考	不参加	8月選考	通常	8月選考	通常
	9月選考以降	マイナス	9月選考以降	マイナス	9月選考	通常
					10月選考以降	マイナス

【令和6年9月1日以降に提出した場合は、提出の翌々月選考から反映】

【例2】 令和6年4月入所を希望されている方

提出日	申請日～12月28日		1月4日～2月29日		3月1日～3月31日	
反映月	年度選考	マイナス	年度選考	通常	年度選考	通常
	4月選考(2次選考)以降	マイナス	4月選考(2次選考)以降	マイナス	4月選考(2次選考)	通常
					5月選考以降	マイナス

【令和6年4月1日以降に提出した場合は、提出の翌々月選考から反映】



※ 月初が土・日・祝日・休日の場合は翌開庁日

※ 月末が土・日・祝日・休日の場合は前開庁日



同意書(別紙2)を提出されない限り、希望日が過ぎても  
マイナス調整点は適用され続けます。

マイナス調整点の適用を終了し、通常選考を希望する場合は『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書』を提出してください。(別紙2)

詳細は別紙「マイナス調整点の適用を終了・取下げし、通常選考を希望する方へのご案内」をご参照ください。

# 育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書

令和 年 月 日

交野市長 あて

申請児童名 :

児童生年月日：(平成・令和) 年 月 日

別紙1『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書』にて実施するマイナス調整点の適用終了・取下げを希望する場合は、下記の該当する箇所に記入の上、ご提出ください。

該当する箇所に、 をつけてください

- 希望している選考月が過ぎた後にマイナス調整点の適用を終了する**  
保育所等の利用調整に関して、提出を行っている『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書』の適用を、令和 年 月選考分より終了することに同意します。
  
- 希望している選考月が過ぎる前にマイナス調整点の適用を取下げる**  
保育所等の利用調整に関して、提出を行っている『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書』を取り下げ、令和 年 月選考分よりマイナス調整点を適用させず、選考にかかることに同意します。

◆確認事項◆

- ・この同意書は『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書』により実施しているマイナス調整点の適用を終了・取下げするために必要になります。
  
- ・育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点の適用を終了・取下げし利用調整が行われるも、保育所等の入所が困難となる可能性があります。

上記取り扱いに同意します。

署名 (保護者全員の署名が必要です)

住所 :

(父・母・その他) :

(父・母・その他) :

# マイナス調整点の適用を終了・取下げし、通常選考を希望する方へのご案内

保育所等の利用調整に関して、マイナス調整点の適用を終了・取下げし通常選考を希望される際は、下記のとおり手続きを行ってください。

## マイナス調整点の適用を終了・取下げし、通常選考を希望する

☆『育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書』を提出してください。(別紙2)

同意書(別紙2)の提出により、マイナス調整点を終了・取下げし、利用調整を行います。

**変更を反映させる選考月によって、同意書の受付期間が異なります。**

【例1】 令和6年9月入所を希望されている方(育休明けの希望の方は通常、8月(ひと月前)選考から選考にかかりますが、マイナス調整点を適用する方は、ひと月前選考には参加できません。)

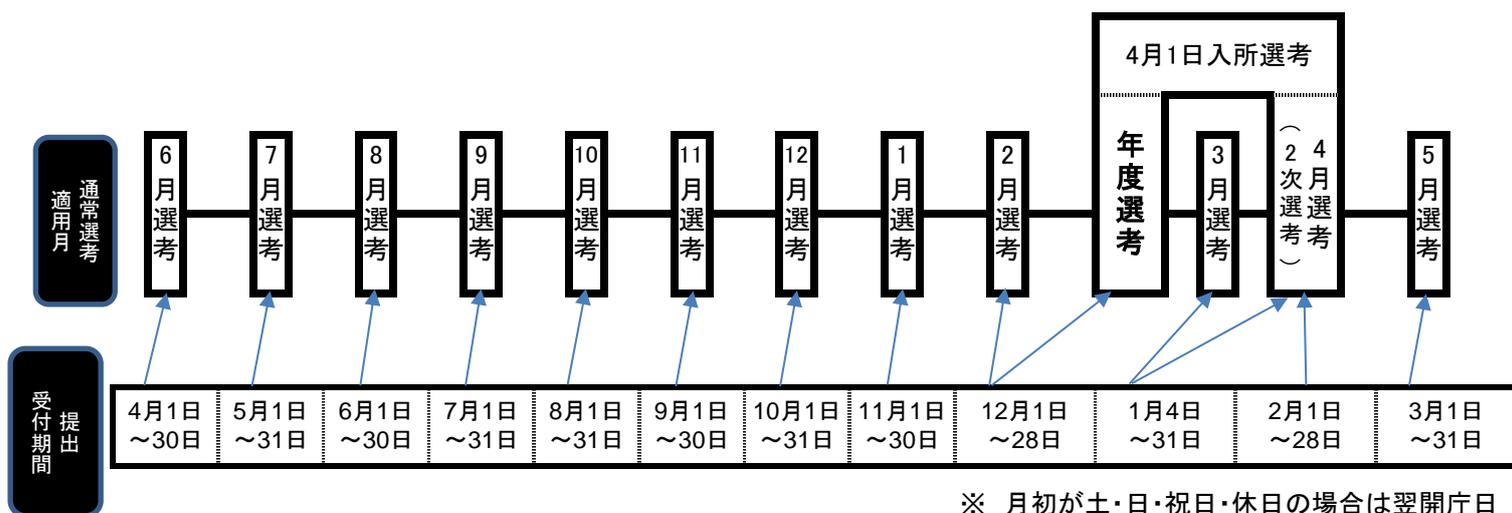
提出日	6月1日～6月30日		7月1日～7月31日		8月1日～8月31日	
反映月	8月選考	通常	8月選考	不参加	8月選考	不参加
	9月選考以降	通常	9月選考以降	通常	9月選考	マイナス
					10月選考以降	通常

【令和6年9月1日以降に提出した場合は、提出の翌々月選考から反映】

【例2】 令和6年4月入所を希望されている方

提出日	申請日～12月28日		1月4日～2月29日		3月1日～3月31日	
反映月	年度選考	通常	年度選考	マイナス	年度選考	マイナス
	4月選考(2次選考)以降	通常	4月選考(2次選考)以降	通常	4月選考(2次選考)	マイナス
					5月選考以降	通常

【令和6年4月1日以降に提出した場合は、提出の翌々月選考から反映】



※ 月初が土・日・祝日・休日の場合は翌開庁日  
 ※ 月末が土・日・祝日・休日の場合は前開庁日